(2)　病院療養病床経過型短期入所療養介護費（１日につき）
　(一)　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)
　　a　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)
　　i　要介護１　700単位
　　ii　要介護２　804単位
　　iii　要介護３　947単位
　　iv　要介護４　1,033単位
　　v　要介護５　1,120単位
　　b　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)
　　i　要介護１　805単位
　　ii　要介護２　910単位
　　iii　要介護３　1,052単位
　　iv　要介護４　1,139単位
　　v　要介護５　1,225単位
　(二)　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)
　　a　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)
　　i　要介護１　700単位
　　ii　要介護２　804単位
　　iii　要介護３　907単位
　　iv　要介護４　994単位
　　v　要介護５　1,080単位
　　b　病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)
　　i　要介護１　805単位
　　ii　要介護２　910単位
　　iii　要介護３　1,012単位
　　iv　要介護４　1,098単位
　　v　要介護５　1,186単位
(3)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（１日につき）
　(一)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)
　　a　要介護１　817単位
　　b　要介護２　920単位
　　c　要介護３　1,143単位
　　d　要介護４　1,238単位
　　e　要介護５　1,323単位
　(二)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)
　　a　要介護１　845単位
　　b　要介護２　953単位
　　c　要介護３　1,186単位
　　d　要介護４　1,285単位
　　e　要介護５　1,374単位
　(三)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)
　　a　要介護１　835単位
　　b　要介護２　941単位
　　c　要介護３　1,171単位
　　d　要介護４　1,268単位
　　e　要介護５　1,356単位
　(四)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)
　　a　要介護１　817単位
　　b　要介護２　920単位
　　c　要介護３　1,143単位
　　d　要介護４　1,238単位
　　e　要介護５　1,323単位
　(五)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)
　　a　要介護１　845単位
　　b　要介護２　953単位
　　c　要介護３　1,186単位
　　d　要介護４　1,285単位
　　e　要介護５　1,374単位
　(六)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(VI)
　　a　要介護１　835単位
　　b　要介護２　941単位
　　c　要介護３　1,171単位
　　d　要介護４　1,268単位
　　e　要介護５　1,356単位
(4)　ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（１日につき）
　(一)　ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)
　　a　要介護１　817単位
　　b　要介護２　920単位
　　c　要介護３　1,056単位
　　d　要介護４　1,141単位
　　e　要介護５　1,226単位
　(二)　ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)
　　a　要介護１　817単位
　　b　要介護２　920単位
　　c　要介護３　1,056単位
　　d　要介護４　1,141単位
　　e　要介護５　1,226単位
(5)　特定病院療養病床短期入所療養介護費
　(一)　３時間以上４時間未満　654単位
　(二)　４時間以上６時間未満　905単位
　(三)　６時間以上８時間未満　1,257単位

注１　(1)から(4)までについて、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。